仕様書

件　名	携帯電話レンタル	作　　成	平成２６年１０月１日
		部　隊　名	西部方面総監部防衛課
		作　成　者	１尉　　角田　憲治

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は、方面隊実動演習（鎮西２６）における市販品の携帯電話の借上に適用する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は次による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書において、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　法令等

電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）

2　一般的事項

一般的事項は、次による。

a)　契約相手方は、電気通信事業法に規定された電気通信事業の登録と日本国内で使用可能な無線局の免許を取得済みであるものとする。

b)　機器の修理（基盤交換、物品交換を含む。）、障害などに対して速やかに対応できる体制が日本国内に整備されているものとする。

c)　本仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する使用及び社内規格並びに商慣習による。

3　製品に対する要求

3.1　製品名

製品名は、**表１**による。

表１－製品名

品名	通信回線	製品名	数量	備考
携帯電話	ＦＯＭＡ （ＮＴＴドコモ）	Ｎ０１Ｅ又は同等品	200台	カメラ、メール機能付フィーチャーホンであること。

3.2　借り上げ期間

平成２６年１０月２７日～平成２５年１１月２８日

4　品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5　その他の指示

5.1　通信エリア

契約相手方は、九州本土（大分県日出生台、十文字原演習場）及び離島（種子島、徳之島、沖永良部、奄美大島（江仁屋離島、西古見含む。））において通信ができること。

5.2　附属品

附属品は、表２によるものとし、数量には標準添付品を含むものとする。

表２－附属品

番号	品名	数量	備考
1	電池パック	1	
2	ＡＣアダプタ（充電器）		
3	取扱説明書	1	５台につき１冊